「指定訪問介護」重要事項説明書

①基本料金

◆身体介護

20 分未満	20 分～ 30 分未満	30 分～ 1 時間未満	1 時間～ 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 （30 分増す毎に）
1,660 円	2,490 円	3,950 円	5,770 円	830 円を追加

◆生活介護

20 分～45 分未満	45 分以上
1,820 円	2,240 円

◆身体介護に引き続き生活介護を行う場合

20 分～45 分未満	45 分～70 分未満	70 分以上
660 円	1,320 円	1,980 円

②加算料金

加 算 項 目	加　　算　　内　　容
特別地域加算	厚生労働省が定める地域に所在する事業所として基本料金の 100 分の 15 相当を加算。
緊急時訪問介護加算	契約者またはご契約者の家族からの要請を受けて、居宅サービス計画（ケアプラン）にない訪問介護（身体介護）を、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等がケアマネージャーの承諾を得て行った場合に 100 単位加算。
特定事業所加算Ⅱ	体制要件（計画的に研修、会議を開催すること等）と人材要件（サービス提供責任者は５年以上の経験を有する介護福祉士を配置し、ヘルパー全体でも 30%以上の介護福祉士を配置）を満たしていることから基本料金の 100 分の 10 相当を加算。
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回に属する月に訪問介護を行った場合、もしくは同行した場合は、１月につき 200 単位加算。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善を図るため、適切な措置を講じている場合に、介護保険料その他の加算を含めた料金の 1000 分の 137 相当を加算
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善を図るため、処遇改善加算に加え、キャリアのある介護職員に対し更なる処遇改善を行う。介護保険料その他の加算を含めた料金の 1000 分の 63 相当を加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員の処遇改善を図るため、適切な措置を講じている場合に、介護保険料その他の加算を含めた料金の 1000 分の 24 相当を加算

○「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

○上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

○平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25％

・早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25％

・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50％

○２人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

＊２人の訪問看護員でサービスを行う場合（例）

・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

○ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条参照）

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25％

・早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25％

・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50％

☆訪問介護養成研修 3 級課程修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の 30％が割り引かれます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

（３）交通費（契約書第８条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

① ステーションから、片道おおむね２０ｋｍ未満　１，６００円

② 以後５ｋｍごとに４００円を加算する

（４）利用料金のお支払い方法（契約書第８条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．下記指定口座への振り込み 北海道信用金庫　黒松内支店　普通預金　№０５６１６１８ 黒松内つくし園ホームヘルパーステーション　管理者　河野初美 イ．金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：北海道信用金庫　黒松内支店

（５）利用の中止、変更、追加（契約書第９条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無　　料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の５０％ （自己負担相当額）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。